

低所得の子育て世帯(ひとり親世帯)に特別給付金支給

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯(ひとり親世帯分)の子育て負担の増加や収入の減少に対する支援として、子育て世帯生活支援特別給付金が支給されます。

問 こども未来課 子育て支援係
☎ 286 - 3117

支給対象者／給付額／申請期限

支給対象者

次の①～③のいずれかに該当する人

- ①令和3年4月分の児童扶養手当を受給した人
- ②公的年金などを受給しているため、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない人(児童扶養手当の支給制限限度額を下回る場合に限り)
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受け、家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している人と同じ水準となっている人

給付額 児童一人当たり一律5万円

申請期限 令和4年2月28日(月)

その他

同給付金の「その他世帯分」は、現在申請受け付け準備中です。準備でき次第、町ホームページや広報紙面などでお知らせします。

申請手続きについて

支給対象者①に該当する人

申請する必要はありません。5月11日に、令和3年4月分児童扶養手当の支給を受けた口座へ、県から振り込まれています。

支給対象者②または③に該当する人

申請手続きが必要です。次の書類をそろえて、こども未来課(役場仮設庁舎1階③番窓口)に申請してください。

【必要書類】

- ・申請書／収入(所得)額申立書(こども未来課窓口か町ホームページで入手可)
- ・戸籍謄本(受給資格があり、全額支給停止中の人は不要)
- ・通帳かキャッシュカードの写し
- ・認印
- ・申請者の本人確認書類(運転免許証など)の写し
- ・平成31年1月～令和元年12月の申請者本人の収入(所得)額がわかる書類(年金額改定通知書など)※支給対象者②に該当する人のみ
- ・令和2年2月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変したことが確認できる、任意の月の収入(所得)額がわかる書類(給与明細書など)※支給対象者③に該当する人のみ

※下2つの書類は、申請者と生計を同じくする扶養義務者(父母など)に収入(所得)がある場合、その人の分も必要です。また、申請者の状況により、追加書類が必要となる場合があります。

詐欺などにご注意ください！

自宅や携帯電話へ町から問い合わせを行うことはありますが、ATM(現金自動預払機)の操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振り込みを求めることは絶対にありません。もし、不審な電話がかかってきた場合は、すぐに町か最寄りの警察にご連絡ください。

児童扶養手当「現況届」の手続き

児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかを審査するために、毎年8月中に「現況届」を提出する必要があります。

対象者には8月上旬にお知らせを送付しますの

で、現況届に必要な事項を記入し、提出してください。

現況届を提出しない場合、11月分以降の手当が支給できませんのでご注意ください。

問 こども未来課 子育て支援係 ☎ 286 - 3117